

## 第4節 自然と共生したうるおいのある環境の実現

立山連峰や富山湾に代表される豊かな自然環境は県民の誇りであり、将来の世代に継承することが必要です。しかしながら、自然の持つ復元力を超える開発等により、いったん損なわれた自然環境は、回復が非常に困難です。

このため、多様な自然環境の体系的な保全や生物の多様性の確保を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保、豊かで美しい森づくりの推進など、自然との共生を推進しています。

### 1 すぐれた自然環境の保全

#### (1) 自然環境の状況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これらの山々を源として流れ出す河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

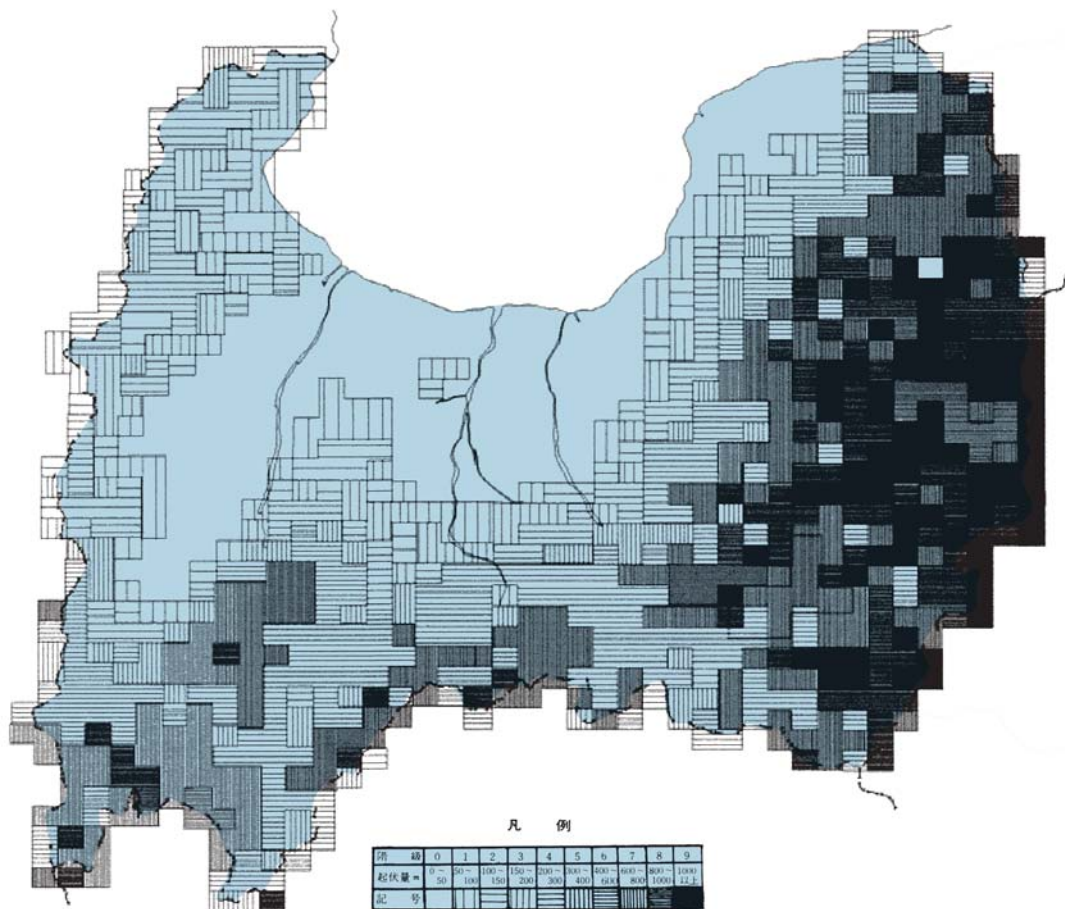
地形のけわしさの目安となる起伏量\*

は、図1-33のとおり大きく、本県特有のけわしさが見られます。特に県東部では、高い山岳が多いことから、起伏量が大きくなっています。

また、この地域では、これまでに人為の加わっていない原生的な植生があり、優れた自然が多く残っています。

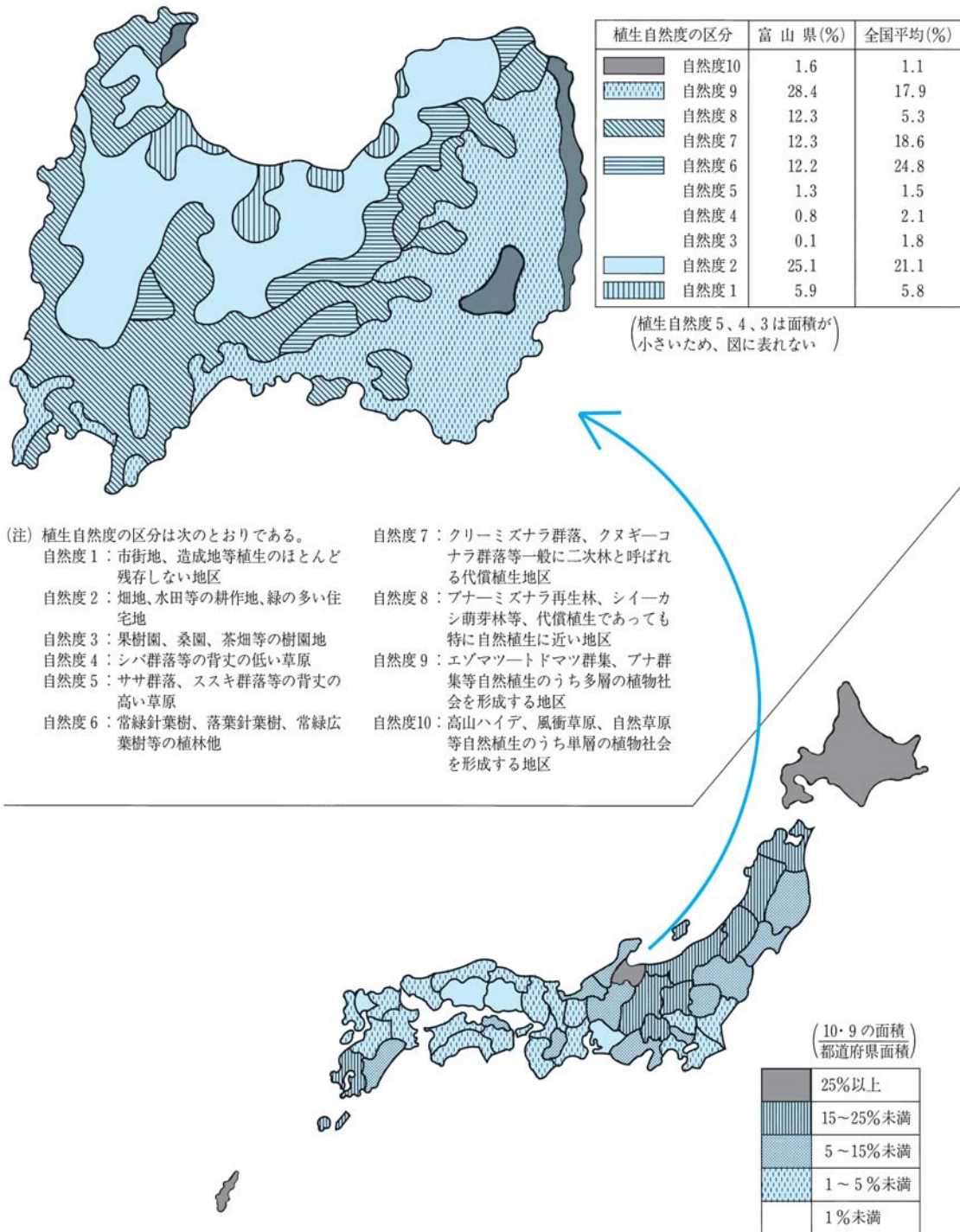
環境省が6～10年度に行った「緑の国勢調査（第5回自然環境保全基礎調査）」

図1-33 起伏量図



\*起伏量 … 定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が大きいほど平均傾斜が大きくなります。

図1-34 富山県の植生自然度と都道府県別の植生自然比率



出典：第5回自然環境保全基礎調査（環境省）

によると、植生自然度10又は9（自然度の高い天然林及び自然草原）の地域が県土に占める割合は30%で、全国平均19%を大きく上回っています。都道府県別では、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴

重な自然がよく保存されています。

特に県東部の山岳地帯では、図1-34のとおり、植生自然度10又は9のすぐれた自然が損なわれることなく現在まで引き継がれています。

これらのすぐれた自然の風景地を保護

表1-52 自然公園の概要

区分	名称	面積 [ha]	うち特別地域*	指定年月日 (昭和)
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	9年12月4日
	白山	2,742	2,742*	37年11月12日
	小計	79,173	76,579*	
国定公園	能登半島	1,005	964*	43年5月1日
県立自然公園	朝日	9,623	9,355	48年3月13日
	有峰	11,600	11,600	//
	五箇山	3,856	3,275	//
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日
	医王山	2,943	1,548	50年2月22日
	小計	39,576	32,251	
合計		119,754	109,794*	

注 \*は特別保護地区を含みます。

表1-53 自然環境保全地域の概要

名称 (所在地)	面積 [ha]	指定年月日 (昭和)	主な保全対象
沢杉 (入善町)	2.67 (2.67*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉 (南砺市)	315.70	//	低山地帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本 (黒部市)	11.78 (1.89*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺 (滑川市)	71.55	//	河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡 (富山市)	152.68 (45.04*)	//	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷 (富山市)	8.48 (1.75**2)	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
山の神 (南砺市)	12.50 (12.50*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻 (魚津市)	1.36 (1.36*)	56年1月17日	県内最大のミズバショウの純群落と、モリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前 (富山市)	34.94 (34.94*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺 (富山市)	10.99 (0.70*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷 (南砺市)	1.13 (0.19**2)	//	低山地帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	623.78 (101.04*) (1.94**2)		

注 ( ) 内の \*付きの数値は特別地区、\*\*2付きの数値は野生動植物保護地区の面積 (内数) です。

するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、自然公園法に基づき、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国立公園の3地域を指定しています。また、県においては、県立自然公園条例に基づき、朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地域を県立自然公園に指定しています。これら自然公園の概要は表1-52のとおりであり、その面積は県土の28.2%を占めています。

さらに、県では、自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物の保護を目的とした自然環境保全地域11地域を指定しており、その概要は表1-53のとおりです。

県では、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインである自然環境指針に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の指導、助言を行っています。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしています。いずれかの項目で最も評価が高いVとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布しています。自然環境指針の概要は、表1-54のとおりです。

表1-54 自然環境指針の概要

指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものです。
対象範囲等	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）を対象とし、県下全域を約1kmメッシュで評価したものです。
保全目標	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）ごとに、自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な保全を目指すものです。
項目別保全目標	<p>&lt;地形・地質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全します。</li> <li>・典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるよう保全します。</li> </ul> <p>&lt;植物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全します。</li> <li>・地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全します。</li> </ul> <p>&lt;動物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全します。</li> <li>・多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスをくずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努めます。</li> <li>・動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全します。</li> <li>・眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全します。</li> </ul>

## (2) 自然環境の保全対策

### ア 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園については、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、公園の風致を維持するための特別地域を指定し、その地域内における工作物の新築等を制限しています。

また、自然環境保全地域については、自然環境保全条例に基づき、特別地区9地区を指定し、その地区内における工作物の新築等を制限しています。さらに、特別地区内のうち、野生動植物保護地区に指定された地区内においては、動植物種又は卵の捕獲又は採取が禁止されています。

### イ 自然環境指針に基づく指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとの地形・地質、動植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して必要な指導、助言を行いました。

### ウ 立山道路のマイカー規制等

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として、環境省の方針に基づき、県道富山立山公園線(桂台～室堂)へのマイカー乗り入れ禁止を継続しました。

### エ 自然環境の各種調査の実施

#### (ア) 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)は、環境省が主体となって、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況などを対象に実施しています。

#### (イ) 立山植生モニタリング調査

地球温暖化などの環境変化が植生にどのような影響を与えているかを把握するため、立山地区(美女平～浄土山、有峰の10地点)において科学的な植生モニタリング調査を実施しています。

22年度は、第Ⅲ期計画(20～24年度)の3年目として、植生や林分構造等についてモニタリング調査を行

## コラム

### 「僧ヶ岳県立自然公園」を指定しました

県は平成23年9月8日に、魚津市と黒部市にまたがる僧ヶ岳一帯を、「僧ヶ岳県立自然公園」として、6番目の県立自然公園に指定しました。昭和50年2月22日の医王山県立自然公園以来、36年ぶりの指定となります。

僧ヶ岳、駒ヶ岳を中心とする5,800haの区域で、その特徴として、植生自然度が極めて高く多種多様な動植物が生息生育していること、剱岳北方稜線の山々や、後立山連峰、日本海を望む優れた眺望を有すること、そして、「雪形の山」「信仰の山」として、古くから地元の人々との結びつきが強いこと、があげられます。特に、僧ヶ岳山頂付近の仏ヶ平には、季節風の影響を強く受けた風衝植生が生育しており、一度破壊されると自然再生がほぼ不可能なことから、山頂付近の25haはより規制の厳しい第1種特別地域としました。

利用者の皆さん方が、県立自然公園の指定を機に、これまで以上に自然の大切さ、保護の必要性を再認識していただくことが大事だと考えています。



僧ヶ岳(早月川河口付近より)

いました。

#### オ 土地の公有化

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に自然環境保全基金制度を設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同で土地の公有化を進めてきました。

22年度末における公有化した土地の面積は、約140ha となっています。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、すぐれた自然環境の保全について、「貴重ですぐれた自然の保全と将来への継承」を実現することを目標としています。

具体的には、自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等並びに鳥獣保護区の特別保護地区を厳正に保全するとともに、植生自然度が10又は9の地域や自然環境指針に示す評価Vの地域を厳正に保全することとしています。

## 2 自然とのふれあいの確保

### (1) 自然とのふれあいの状況

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施策を積極的に展開する必要があります。

このため、49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト\*<sup>1</sup>（22年度末現在で667人）による自然解説のほか、自然公園指導員（同47人）、自然保護指導員（同17人）、鳥獣保護員（同50人）、バードマスター\*<sup>2</sup>（同108人）の活動により、自然保護思想の普及・啓発を積極的に図っています。

また、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間等において、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会を毎年開催しています。

さらに、青少年期から自然保護に関する意識の向上を図るとともに、将来のすぐれたナチュラリスト育成を目指して、12年度からジュニアナチュラリストの養成を進めており、ナチュラリストとあわせた計画的な養成に努めています。

一方、国立公園、国定公園などの自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行っています。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として5か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域をできるだけ自然のままの姿で保護し、後世に伝えていくよう努めているほか、里地里山等中間域のすぐれた風景地等17か所を県定公園に指定し、関係市町村が歩道や広場等の整備を進め、管理しています。

県内の自然公園等の現況は図1-35、県定公園の概要は表1-55のとおりです。

また、県民公園自然博物館「ねいの里」や県民公園野鳥の園でも、自然とふれあうための施設整備が進められています。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表1-56のとおり、都市公園である新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園である頼成の森、自然博物館「ねいの里」、野鳥の園があります。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、中央サイクリングロードがあります。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館「ねいの里」を経て、頼成の森に至る延長19.3kmの公園街道が整備されています。

また、家族連れや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の富山市あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が設置されています。

### (2) 自然とのふれあいの確保

#### ア 自然保護思想の普及啓発

##### (ア) ナチュラリスト等による普及啓発

自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、すぐれた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、バードマスター、自然公園指導員等の活動を通じて自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発を行いました。

また、(財)とやま環境財団内に設置したナチュラリストバンクでは、個別団体の要請に対し、ナチュラリストを派遣しています。

\*<sup>1</sup> ナチュラリスト … 自然公園等を訪れる利用者への解説活動を通じて、自然への理解を深め、自然保護の重要性を普及啓発するため、県が設けている自然解説員です。

\*<sup>2</sup> バードマスター … 野鳥観察の方法を指導するため、県が設けている野鳥観察指導員です。

図1-35 自然公園等の現況

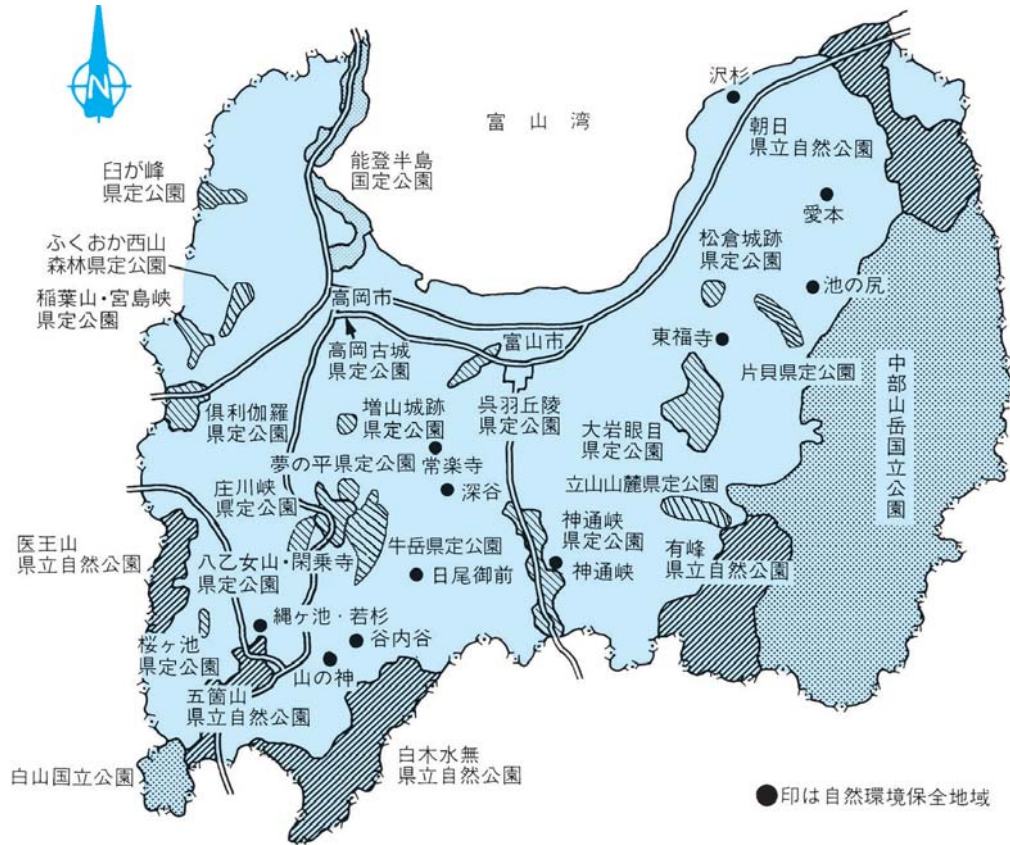


表1-55 県定公園の概要

名 称 (所在地)	面積 [ha]	指定年月日	備 考
神通峡 (富山市)	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵 (富山市)	487	//	一部都市公園と重複
高岡古城 (高岡市)	22	//	都市公園と重複
俱利伽羅 (小矢部市)	758	//	
庄川峡 (砺波市)	835	昭和43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目 (上市町)	2,880	昭和44年10月25日	
松倉城跡 (魚津市)	1,083	平成4年3月26日	
増山城跡 (砺波市)	345	//	一部都市公園と重複
夢の平 ( // )	221	//	
稲葉山宮島峡 (小矢部市)	757	//	
桜ヶ池 (南砺市)	485	//	一部都市公園と重複
八乙女山・閑乗寺 (砺波市・南砺市)	633	//	一部都市公園と重複
片 貝 (魚津市)	2,290	平成17年8月17日	
立山山麓 (富山市)	980	//	
牛 岳 (富山市・砺波市・南砺市)	2,431	//	
ふくおか西山森林 (高岡市)	740	//	
白が峰 (氷見市)	722	//	
計	16,829		



表1-56 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設置の目的	開設年月 (昭和)
都市公園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のための緩衝緑地の確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	118ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	115ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館「ねいの里」	13ha	①県民に自然に関する学習の場の提供 ②野生鳥獣の保護	56年6月
	県民公園野鳥の園	78ha	①県民に自然の探勝の場の提供 ②野鳥の保護	60年10月
指定公園	中央サイクリングロード	延長 19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
(遊歩道)	公園街道	延長19.3km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から射水市黒河までの間、遊歩道が併設されています。

- (イ) 鳥獣保護員等の配置  
鳥獣保護員を県内に50名を配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図りました。
- (ウ) 愛鳥思想の普及啓発  
5月10日からの愛鳥週間に開催される各種行事により、愛鳥思想の普及啓発を図るとともに、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物の保護と保護思想の啓発を図りました。
- (エ) ジュニアナチュラリストの養成  
自然保護思想・知識の普及啓発を図るため、小学4年生から中学3年生までを対象とした自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）を開催し、35名を認定しました。
- (オ) ジュニアナチュラリストの活動支援  
ジュニアナチュラリストが関心を持って活動を続けられるよう、自然

- 観察会への参加やナチュラリストによる自然解説活動の体験の機会を提供しました。
- (カ) ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催  
県民の自然に対する理解をさらに深めるため、ナチュラリストが企画・提案する多彩な自然体験プログラムに基づき、ナチュラリスト自らが実施する自然ふれあい塾を開催しました。（プログラム数10件）
- (キ) 世界自然・野生生物映像祭の開催準備支援  
自然や野生生物の映像を通して、野生生物との共生や地球の環境保全への理解を深めるため、第10回世界自然・野生生物映像祭（ジャパン・ワイルドライフ・フィルム・フェスティバル2011）の開催準備を支援しました。

## イ 自然公園等の管理

### (ア) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劔沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4～11月、劔沢地区7～9月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者への指導を行いました。また、県政バス等により、親子による外来植物の除去活動を行いました。



県政バスで実施した外来植物除去活動の様子

自然環境保全地域においては、5～11月までの間、各地域に巡視員を配置し、巡回を行ったほか、縄ヶ池・若杉自然環境保全地域において巡視歩道の整備を行いました。

なお、能登半島国立公園や県立自然公園については、県から市町村に管理委託するとともに、県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨を踏まえ、関係市町村が行っています。

### (イ) N. P. C. (ナショナルパーククリーン) 作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、N. P. C. 作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布しました。また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出処理し、自然環境の保全に努めました。

## コラム

### 「第10回世界自然・野生生物映像祭が富山で開催」

イギリス、アメリカの映像祭とともに、世界三大自然・野生生物映像祭のひとつである「世界自然・野生生物映像祭（ジャパン・ワイルドライフ・フィルム・フェスティバル）」は、平成5年から富山で2年ごとに開催されており、今回（23年8月開催）で節目となる第10回を迎えました。

富山県では、多くの皆様が、大自然のドラマや野生生物たちのいのちの輝きがダイナミックに描かれた、世界でもトップクラスのすばらしい映像作品に触れることで、地球環境の大切さや人と自然との共生について理解を深めるための契機となるよう、本映像祭の運営や広報に積極的に協力しています。

特に今回は、第10回を記念して、これまでの優秀作品の記念上映会や支援いただいている方々をお招きして「JWF感謝のつどい」を併せて開催しました。



第10回 JWF 開催状況



JWF 感謝の集い

## (ウ) 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデーに合わせて、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行いました。また、一ノ越、剣沢等7か所の山岳公衆トイレでは利用者に対する普及啓発とトイレの管理に役立てるため、チップ制システムを導入し、維持管理の充実を図りました。

## (エ) 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間に、剣岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡にあたっています。また、春山スキー（4～5月）シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーの遭難事故防止や環境保全に努めています。

さらに、利用最盛期には、室堂（5月1日～5月6日と7月19日～8月18日）に立山診療所、剣沢（7月25日～8月20日）と雷鳥沢（7月20日～8月25日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っています。このほか、県山岳遭難対策協議会が実施している登山者への登山指導等の事業に対し、県費助成を行いました。

## ウ 自然公園等の施設整備

## (ア) 登山道の整備

すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、中部山岳国立公園において特に利用が集中しているアルペンルート沿線、大日岳縦走線登山道等の整備を行いました。

## (イ) 山小屋排水処理施設の整備

生態系への影響が懸念されるし尿や雑排水の処理に対応した施設の新

設等を行う山小屋にその経費の一部を補助しました。

## エ 有峰森林文化村の展開

- ・14年度に開村した有峰森林文化村において、有峰の自然、歴史等をテーマに、広く県民等を対象とした「語り部講」の開催等の有峰森林文化活動を実施しました。
- ・18名のボランティアにより構成される有峰森林レンジャーにより巡回指導を行い、来訪者に対する事故防止の指導や自然解説等を行いました。
- ・有峰森林文化村のホームページである「ありみネット」により、各種情報の提供を行うとともに、有峰村民（726名）に対しメールマガジン「有峰文化村新聞」を発行しました。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、自然とのふれあいの確保について、「自然と親しみ、自然とふれあう場を確保し、自然を大切にすることを目標としています。具体的には、自然とふれあう場を確保するとともに、自然を大切にすることを醸成することとしています。

環境基本計画に掲げる自然とのふれあいの確保に係る指標の達成状況は、表1-57のとおりです。

**表1-57** 自然とのふれあいの確保に係る指標の達成状況と主な取組みの効果

(1) 指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現 状		目 標	
			年度	値	年度	値
ナチュラリストの認定者数	自然保護講座（ナチュラリスト養成コース）を修了し、ボランティア自然解説活動を行う者の数	人	22	667	22	660
ジュニアナチュラリストの認定者数	小学4年生以上20歳未満で自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）を修了し、ジュニアナチュラリストに認定された者の数	人	22	243	22	290

(2) 主な取組みの効果

取組み	効 果
自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）の開催	40名のジュニアナチュラリストを養成 【認定者数が20%増加】
ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催	ナチュラリストが提案する企画をもとに、県民に自然とふれあう機会を提供（10回開催、約146名が参加）
ジュニアナチュラリストの活動支援	ナチュラリストの指導のもと自然解説活動や自然観察会に95名のジュニアナチュラリストが参加

### 3 生物多様性の確保

#### (1) 生物多様性の状況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等の多様な自然環境に恵まれています。

#### ア 植生

本県は、地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、植物の分布状況は、図1-36のとおり、複雑になっています。また、標高別の植物の分布状況は、図1-37のとおり、標高に応じて多様な種類の植物が見られます。

##### (ア) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などに利用されていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地が見られます。

クロマツに代表される海岸林は、おおむね保安林として管理されており、入善町の園家山には砂丘植生が残されています。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スダシヤやタブノキなど暖帯性の樹林が見られます。

##### (イ) 低山帯（標高約300m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する低山帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林\*やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきています。

##### (ウ) 山地帯（標高約300～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえで重要な地域となっています。植

生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていましたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地などになっています。

##### (エ) 高山帯、亜高山帯（標高約1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原が見られる程度です。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっています。

#### イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山などの多様な自然環境が含まれています。このため、図1-38のとおり、多種の野生動物が生息しています。

##### (ア) 哺乳類

平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られませんが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、外来生物と考えられるハクビシンの生息地も広がってきています。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限られています。

\*二次林 … 本来あった森林が台風や火災等の自然災害又は伐採等によって破壊された跡地に自然に生じた、ミズナラ林やコナラ林等の森林です。

図1-36 現存植生図

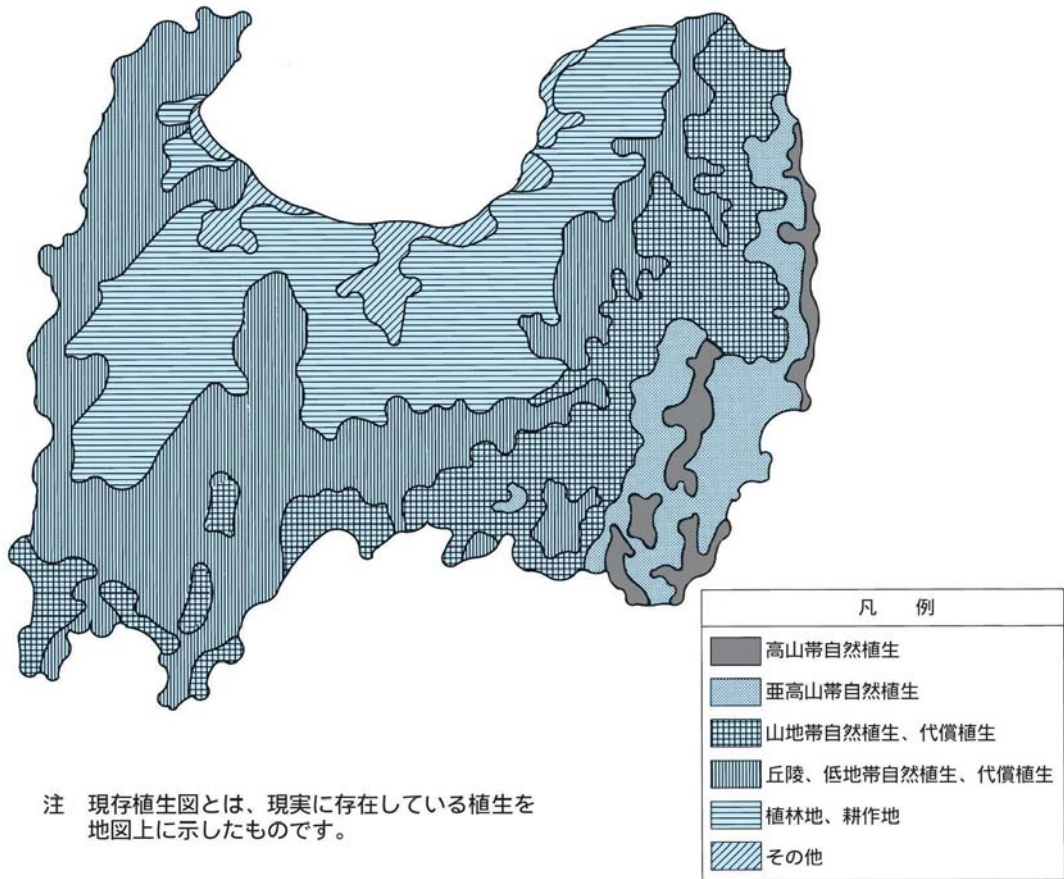
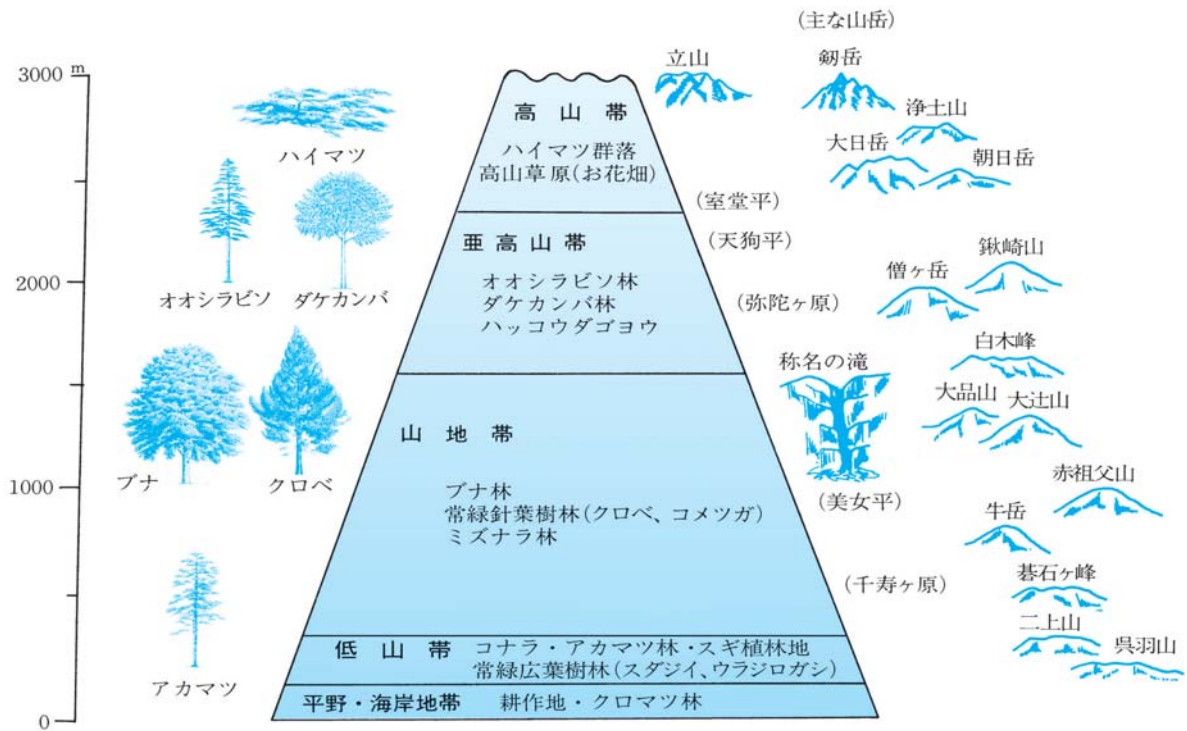


図1-37 植物の垂直分布



(イ) 鳥類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類などが生息するほか、湖沼や水田などの水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類などのほかカワセミやオオハクチョウなども見られ、これらの生息域は都市や農村に近いため、自然とのふれあいの感じられる場となっています。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、シジュウカラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっています。

亜高山、高山帯では、カヤクグリ、イワヒバリ、ホシガラス等のほか、貴重なライチョウが生息していますが、標高の低い森林域に比較すると種類は少なくなっています。

また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬地・繁殖地となっており、これらの

渡り鳥を研究するため富山市婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

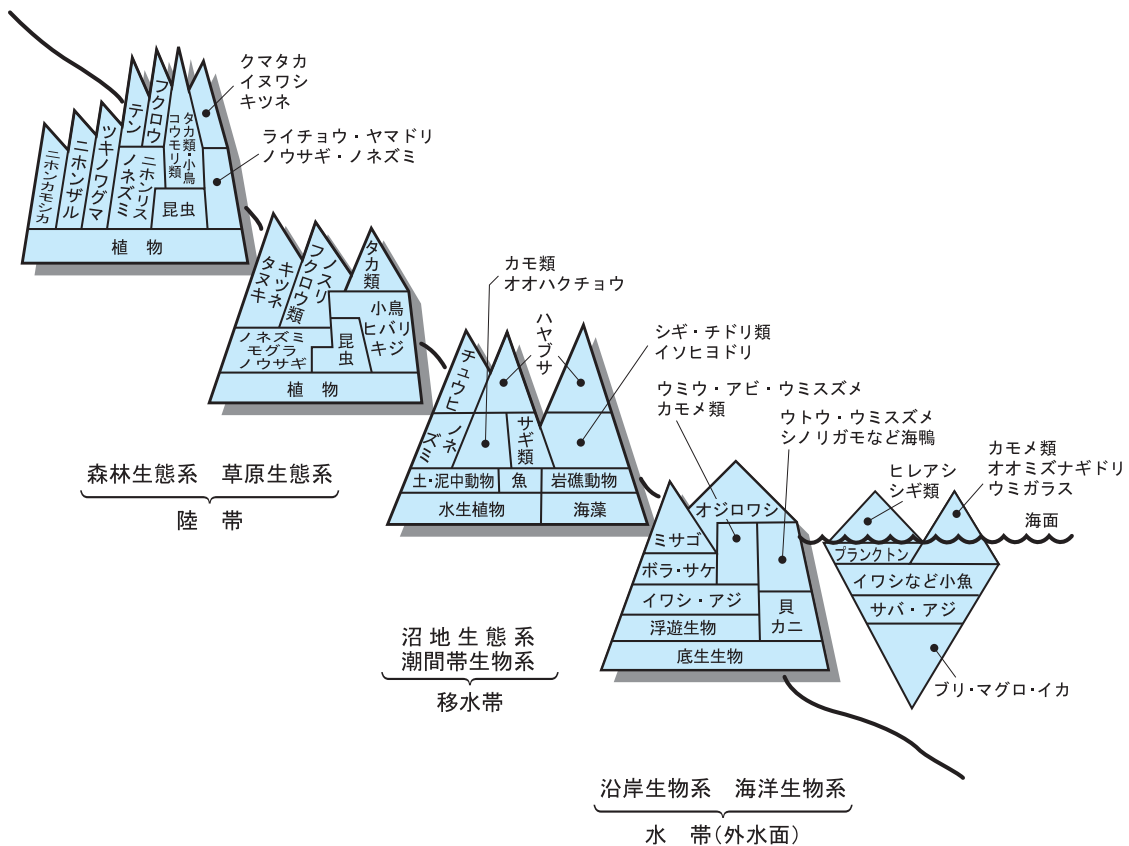
このステーションで12年10月に足環を付け放鳥したカシラダカが、13年10月に本県の支援で設置しているロシアのナホトカステーションで再捕獲されており、両ステーションで捕獲が確認されたことは、渡り鳥が日本海を一気に渡る幻のルート解明に結びつく画期的な手がかりとなりました。

(ウ) 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウウオ、カジカガエル、ナガレタゴガエル、モリアオガエルなど特徴のある種が生息しています。

は虫類では、帰化動物のミシシッピーアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少しています。毒蛇であるマムシは県内に広く分布しています。

図1-38 富山県にみられる動物の生態的地位（食物及び天敵関係）



## (エ) 淡水魚類

扇状地の扇端部などの湧水地帯にはトミヨやイトヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンパラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息しています。

## (オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られますが、低山地帯は、ギフチョウやオオムラサキなど貴重なチョウの重要な生息地となっています。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫の食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやクモマベニヒカゲに代表されるように、高山蝶の宝庫になっています。

## ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物64種、植物23種の合計87種（22年度末現在）が指定され、捕獲や譲渡が禁止されています。県内では、このうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、カラフトアオアシシギ及びウミガラスの鳥類9種と淡水魚のイタセンパラ、昆虫のシャープゲンゴロウモドキが確認されています。そのほか、レッドリスト\*に掲載選定されている動植物も県内で多く見られます。

県では、適切な鳥獣行政を推進するため、5年ごとに鳥獣保護事業計画を策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区（22年度末現在40か所合計107,683ha）の指定や、ツバメの生息調査等の各種施策を行っています。

特に、絶滅が危惧されるイヌワシについては、9年度に全国で初めてイヌ

ワシの保護を目的とした特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定したほか、12年3月には、人とイヌワシの共生の観点から、イヌワシ保護の基本方針を示すイヌワシ保護指針を策定しています。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生動植物についても、環境の変化により生存が危ぶまれる種は、自然環境保全条例に基づき、その生息・生育地を自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定し、捕獲、採取等の規制を行っています。

さらに、県内の絶滅のおそれのある野生生物の種を明確にし、保全対策に資するために、13年度に県レベルでの実情に即したレッドリストを選定しました。また、これらの希少な動植物への県民の理解を深めることを目的として、対象種の特徴や分布状況、保全対策等を取りまとめた手引書として「富山県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックとやま）」を刊行しました。

このレッドデータブックとやまには、絶滅危惧種に鳥類ではライチョウやイヌワシ、昆虫ではカトリヤンマやコオイムシ、淡水魚ではナマズやイタセンパラが、また植物では、富山県固有種であるエッチュウミセバヤが選定されています。この他にも、オオハクチョウやオミナエシなど環境省では選定されていない種や、環境の指標となるクイナやゲンジボタルなどが選定されています。なお、22年度から2カ年をかけて、このレッド・データブックとやまの改訂を行っています。

## (2) 生物多様性の確保

### ア 野生動植物の保護

#### (ア) 法令等による規制

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、

\*レッドリスト … 絶滅のおそれのある野生動植物の種と個々の種の生息状況等の報告書です。



国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならないこととされています。

(イ) 希少な野生生物の保護

ライチョウ、イヌワシ、イタセンパラ、ホクリクサンショウウオなど希少な野生生物については、生態調査を行い、生態系、種及び遺伝子の多様性の保全を図っています。

このうち、イヌワシについては、南砺市小瀬地区の営巣地にカメラを設置し、継続的に生態観察を行うとともに、映像を自然博物館「ねいの里」に送り、希少な野生生物の保護の普及啓発を図っています。また、イヌワシの生態を踏まえ、公共工事等の各種開発行為との調整を図っています。

(ウ) その他の野生生物の保護

希少種以外の野生生物についても、鳥獣保護区の拡充やビオトープ\*マニュアルを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図っています。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業などの施策を行い、環境の復元や創出を図っています。

このほか、14年度からは、自然博物館「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森と水辺のビオトープづくりをモデル的に実施しています。

(エ) 外来植物防除対策の推進

22年度は、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去のため、外来植物除去検討会報告書、マニュアルを作成するとともに、現地で指導する指導者を対象に現地講習会を開催しました。

(オ) ビオトープ事業

県では、各種開発行為を行う際の自然環境保全及び創造に対する配慮や工法を明らかにするため、10年3月に、空間別の配慮方針や取組事例、野生生物に配慮した環境づくり造成試案などを取りまとめたビオトープマニュアル（ふるさと生き物環境づくり）を作成しました。また、これまで、専門的な立場から情報提供や指導助言を行うビオトープアドバイザーの設置や学校でのビオトープづくりの参考となる「学校ビオトープづくりモデル技術集」を作成し、図1-39に示す進め方により、ビオトープ事業を推進しました。

なお、ビオトープ事業とは、ビオトープの保全・復元・創造を行う事業のほか、ビオトープに配慮した開発事業や、ビオトープの活用を図った事業も含んでおり、生き物の住む環境の保全と創造を図り、生物多様性の確保を図ること等を目的としています。

イ 第10次鳥獣保護事業計画に基づく事業の実施

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本方針として、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、生活環境の保全及び農林水産業の振興を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を策定しており、この計画に基づく事業を実施しました。

(ア) 有害鳥獣捕獲対策の充実

人とのあつれきが深刻化しているニホンザルについて、調査・研究・検討を経てニホンザル保護管理計画を推進しました。

\*ビオトープ … 生き物（Bio）と場所（Top）を組み合わせた合成語で、野生生物の生息・生育空間という意味です。



(イ) 本県の希少な鳥獣の保護対策の推進

県鳥であるライチョウや絶滅のおそれのあるイヌワシの生息状況等について保護対策調査等を継続し、適正な保護を進めました。

また、鳥獣保護区位置図等に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布しました。

ウ 野生鳥獣とのあつれきの軽減

野生鳥獣と人とが同じ土地に共存していることから、人や農作物等に被害を与える鳥獣の捕獲は避けられない現状であり、22年度においても人への危害防止と農作物等の被害の軽減を図るため、鳥獣の捕獲を行いました。

ツキノワグマについては、秋に大量出没が発生したことから、ツキノワグマ保護管理計画に基づき、安全対策と共生対策を進めるとともに、適切な保護管理を行うため必要な行動域調査、生息環境調査を実施しました。

一方、里山に野生動物の潜む場所をなくし、人との棲み分けを目的とする「カウベルトの郷づくり」を行いました。

また、自然博物館「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を配置し、野生鳥獣との共生に関する知識や理解についての普及啓発を行いました。

さらに、有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の育成・確保のため、各種講習会の開催等の事業を実施しました。

オ 健全な内水面の生態系の保全

健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の駆除とカワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進しました。

(3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、生物多様性の確保について、「生物多様性の保全及び野生生物と人との共生」を実現することを目標としています。

具体的には、現在の生息生物種を維持するとともに、希少野生動植物種及び絶滅危惧種の個体数の維持を図ることとしています。また、鳥獣保護区の特別保護地区を厳正に保全するとともに、自然環境保全地域の野生動植物保護地区を厳正に保全することとしています。

エ 狩猟の安全性確保

(ア) 法令等による規制

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、22年度には91名が合格しました。また、免許更新をしようとする者を対象に講習会を開き、22年度には95名が受講しました。

(イ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

休猟区解除地等12か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として指定し、重点パトロールを実施しました。

## 4 豊かで美しい森づくり

### (1) 森づくりの状況

県土の3分の2（284千ha）を占める森林は、多種多様な動植物の生息・生育環境として優れているばかりでなく、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の生命や財産を守り、また、そこから流れ出す豊かで清らかな水は、飲料水や農業・工業用水として利用されるとともに、豊かな水資源を育んでいます。一方では、森林浴やレクリエーションの場になるなど、私たちの心身や生活を豊かにしてくれるという一面も持っています。このように、とやまの森はこれら様々な公益的機能を発揮し、県民の生活と本県の産業を支えてきました。

また、図1-40及び図1-41のとおり、本県の森林の69%（196千ha）が土砂流出防止や水源かん養のための保安林\*に指定されており、保安林率は全国第一位となっています。

なお、県内の森林の60%は、自然豊かな天然林となっていますが、かつて山村住民の生活とのかかわりの中で維持・管理されてきたいわゆる「里山」は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により、人手が入らなくなったことで、かつての若く明るい林から徐々にその姿を変えつ

つあり、また、一部では放置された竹林の拡大も見られます。このことは、景観の悪化だけでなく、これまで生息・生育していた明るい林に依存する動植物への影響も懸念され、一方ではツキノワグマなどの大型動物が人里近くまで生息範囲を広げる一因になっているとも言われています。

さらに、森林の19%にあたる53千haのスギを中心とした人工林では、その多くは、保育等の手入れが必要な林齢から材の利用が可能な林齢となってきていますが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化や不在森林所有者の増加等により、手入れが行き届かない森林や利用されない森林が発生しています。このため、水土保全機能、二酸化炭素吸収源としての働き、生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能の低下や、風雪害など気象害の発生が懸念されています。

### (2) 豊かで美しい森づくりの推進

#### ア 富山県森づくり条例の制定

16年に発生した、大規模な風雪害などの森林被害やツキノワグマの異常出没による人身被害は、県民に大きな影響を及ぼし、県民の森づくりに対する

図1-40 保安林の種類別面積

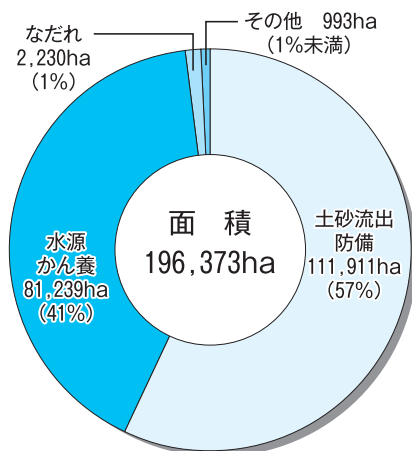
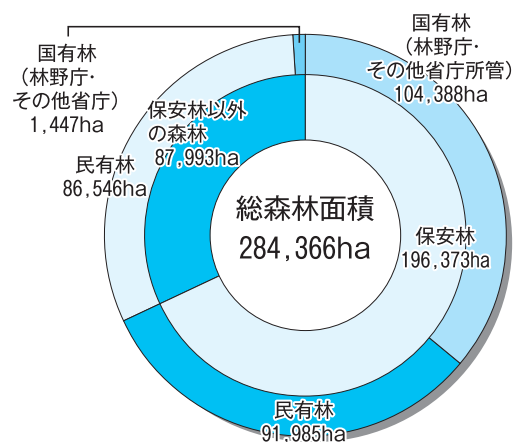


図1-41 保安林の割合



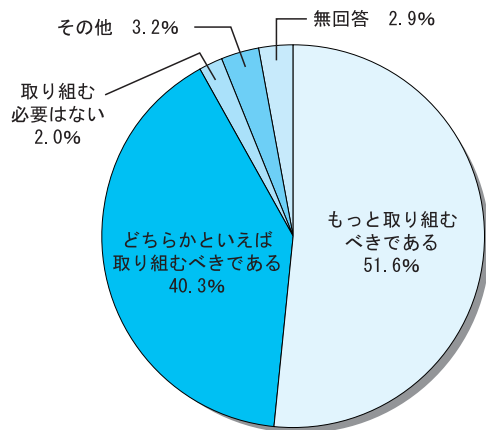
\*保安林 … 水源のかん養など特定の公共目的を達成するために、森林法に基づき一定の制限が課せられている森林のことで、その指定目的により17種がある。

関心が高まりました。

このため、県では、とやまの森づくりについて、有識者の皆様による「とやま水と緑の森づくり検討会」や「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」を開催するとともに、図1-42のような県民意識調査の実施や県民説明会も開催するなど、県民の意向も踏まえながら一年余にわたる検討を経て、「富山県森づくり条例」（公布・一部施行18年6月28日）を制定しました。

この条例は、森林の公益的機能を持続的に発揮させることにより、水と緑に恵まれた県土の形成および心豊かな県民生活の実現を図ることを目的として、森づくりの理念、基本計画の策定に加え、新たな施策の財源とする「水と緑の森づくり税」（施行19年4月1日）の導入などを盛り込んだ条例となっています。

図1-42 県民意識調査結果



【県民参加の森づくりの取組みについて】

県民意識調査では、回答者の91.9%が県民参加による森づくりの必要性を認め、また、自らの参加についても、すでに参加している人を含め70.4%が前向きな回答をしている。

#### イ 森づくりプランの策定

「富山県森づくり条例」に基づき、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための「森づくりプラン」を18年10月3日に策定・公表しました。このプランでは、県内の森林を、天然林は「里山林」と「保全林」に、人工林は

「生産林」と「混交林」の合わせて4区分にして多様な森づくりを目指し、これを県民参加で推進することとしています。

森づくりの目標としては、28年度までの10年間で、新たな取組みによる森林整備面積を「里山林の整備」は2,000ha、「混交林の整備」は2,000haとしているほか、県民参加による森づくりの年間参加延べ人数は17年度の約4倍の7,000人を目標としています。

#### ウ 森林・林業振興計画の実施

充実しつつある本県森林資源の状況や、北洋材輸入環境の変化による木材需給の動向、地球温暖化防止森林吸収源対策の加速化などの、近年の林業、木材産業を取り巻く環境の変化に対応するため、20年3月に「森林・林業振興計画」を策定し、魅力ある林業の構築と健全な森づくりを目指して、持続可能な林業経営の推進や県産材の新たな流通システムの構築、林業カレッジの研修によるとやまの林業を支える人材の育成に取り組みました。

#### エ 県民参加による森づくりの推進

19年4月から「水と緑の森づくり税」を活用し、県民参加による森づくりを進めています。22年度の取組内容は次のとおりです。

##### (ア) 水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進

地域や生活に密着した里山の再生整備（846ha）を県民協働で実施しました。また、スギ人工林を公益的機能の高い広葉樹との混交林へと誘導する整備（212ha）を実施しました。

##### (イ) とやまの森づくりを支える人づくりなどの推進

とやまの森づくりサポートセンターを通じた森林ボランティア活動への支援や、森林環境教育の推進、ホームページによる森づくり情報の提供、森づくりにつながる県産材の良

さのPRのほか、県民自らが実施する森づくり事業への支援を実施しました。

とやまの森づくりサポートセンターの登録は、一般登録が75団体3,932人、企業登録が43企業となっています（平成23年3月末現在）。また、県民参加による森づくりの年間参加延べ人数は目標（7,000人）を上回る10,262人となっており、活動の輪が広がっています。



県民参加による森づくり活動

## 第5節 快適な環境づくり

近年、生活水準の向上や余暇の増大に伴って、環境に対する県民のニーズも多様化してきており、単なる公害防止や自然環境の保全にとどまらず、清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気にも満たされた落ち着いたたたずまいなど私たちの生活

にうるおいとやすらぎをもたらす、より質の高い快適な環境が求められています。

また、身近な自然の価値を高め、日常生活、余暇活動等の様々な場の中で自然とふれあえる環境を形成することも求められています。

### 1 県土美化推進運動の展開

#### (1) 県土美化推進運動の状況

県民の美化意識やモラルの高揚に努めるとともに、県土美化を促進し、うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるため、富山県県土美化推進県民会議が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」が展開されました。また、快適でうるおいのある海岸環境を実現するため、6月1日から9月30日までの間、「みんなできれいにせんまいけ大作戦」として、沿岸上流エリアの市町村や関係団体等と連携して、海岸清掃美化活動を推進しました。

なお、この他にも、各主体が積極的に清掃美化活動を推進しており、県においては、県管理道路における継続的・積極的な美化推進を図るため、「道路愛護ボランティア<sup>\*1</sup>」活動が12市町村72団体の参加により行われました。

また、県管理河川においては、「ふるさとリバーボランティア支援制度<sup>\*2</sup>」を活用して、河川愛護ボランティア団体（62団体登録）などにより、河川環境の美化保全等が行われました。

#### (2) 県土美化推進運動の推進



みんなできれいにせんまいけ大作戦

県土美化推進運動については、58年から継続して実施してきた結果、一定の成果を上げているところであり、近年は地域の状況に応じたきめ細かな取組みが重要になってきています。このため、地域住民等が主体となり、継続的な清掃美化活動が期待できるアダプト・プログラム事業<sup>\*3</sup>により、地域住民と行政との協働体制づくりを推進されています。

22年度は6市117団体等が登録し、行政の後押しを受けながら、自らの判断で地域環境美化活動を進めました。その活動を通して地域への愛着心や美化意識、住民意識が高まり、さらにサインボードの設置等により、ポイ捨ての抑止効果にもつながっています。

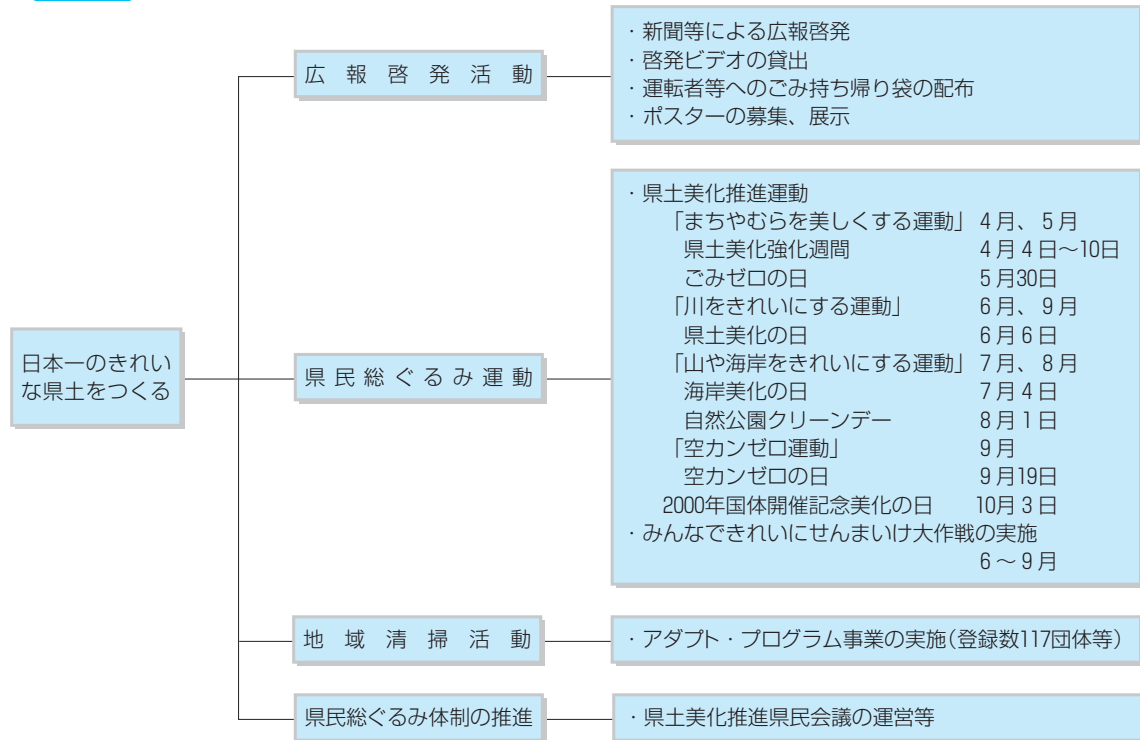
県土美化推進運動の概要は、図1-43のとおりです。

\*1 道路愛護ボランティア制度 … 県管理道路において、歩道・路肩・植樹帯などの清掃・草むしり・水やり等のボランティア活動を継続的・積極的に行い、道路沿線の美化活動を推進する団体を、PR活動や関係機関との調整、保険の加入などにより支援する制度です。

\*2 ふるさとリバーボランティア支援制度 … 県管理河川において、地域の住民や団体が行うさまざまな河川愛護ボランティア活動（堤防の草刈り、空き缶拾いや清掃等の美化活動、植栽等）を支援する制度です。

\*3 アダプト・プログラム事業 … アダプトとは「養子縁組」の意味で、ボランティア市民や地元企業が「里親」となり、河川や海岸等の一定区間を「養子」とみなして清掃美化活動を行い、回収したごみは行政が引き取るなど、市民と行政が二人三脚で協力しながら、継続的に活動を進めていく事業です。

図1-43 県土美化推進運動の概要（22年度）



(3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、快適な環境づくりについて、心地よい水辺環境の創造等を

実現することとしており、県土美化推進運動の積極的な展開を図ることとしています。

コラム

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」

これまで県では、快適でうるおいのある海岸環境を実現するため、沿岸市町、地域住民、ボランティア団体等と連携して、海岸清掃美化活動を推進してきました。

しかし、ほとんどの海岸漂着物は川を通じて海に流出し、海岸に漂着したものであり、美しい海岸を守っていくためには、海岸を有する地域だけでなく、山から海に至る広範な地域での活動が必要となります。

そこで、平成22年度より、これまでの活動を拡充し、山、川、海の地域の住民が一体となって取り組む県土美化活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開しています。6月1日から9月30日までをキャンペーン期間として全県で清掃や美化活動を実施するとともに、22年度には射水市、23年度には黒部市で上流地域住民の皆さんの参加を得て、キックオフイベントを実施しました。これからも県民総ぐるみでの活動を推進していきます。





## 2 心地よい水辺環境の創造

### (1) 水辺環境の状況

本県では、立山連峰などを源とする大小300余りの河川により、全国に誇る水辺環境が形成されています。これらの水辺環境は、豊かな情緒をはぐくむ場として、また、スポーツや憩いの場として活用されているほか、従来から漁業や観光など多様な産業活動の場としても活用されています。

なかでも、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川等を「とやまの名水」として選定しており、県民の日常生活の中で身近な場所として親しまれています。このうち、黒部川扇状地湧水群<sup>あひんたん</sup>、穴の谷<sup>うりわりしよす</sup>の霊水、立山玉殿の湧水及び瓜裂清水の4か所が、環境省の「名水百選」に選ばれています。また、いたち川の水辺と清水、弓の清水<sup>しよす</sup>、行田の沢清水及び不動滝の霊水の4か所が、環境省の「平成の名水百選」に選ばれ、「名水百選」とあわせると選定数は8か所と全国でも最多となっています。

また、歴史や文化にすぐれた水環境の維持と保全に努め、水をいかしたまちづくりにすぐれた成果をあげている黒部市、砺波市及び入善町が、国の「水の郷百選」に選ばれています。

滝については、代表的な名瀑37か所を「とやまの滝」として選定しており、このうち、称名滝は「全国滝百選」にも選ばれています。

海岸については、松田江の長浜、雨晴海岸（いずれも能登半島国定公園）や宮崎・境海岸（朝日県立自然公園）が自然公園に指定され、「日本の渚・百選」にも選定されています。しかしながら、全般的には、富山湾特有の海岸侵食に対処するため、海岸延長に占める人工海岸の比率が高くなっています。

また、人々が直接触れることができる個性ある水辺として環境省が18年5月に選定した「快水浴場百選」に島尾及び宮崎・境海岸の2海水浴場が選ばれてい

ます。

近年、都市化の進展に伴い身近な自然が失われつつある中で、川や海等は水と緑の豊かな貴重な空間として、それぞれの地域にあった環境整備や活用が一層求められており、また、水とのふれあいを取り戻し、水への関心を高めるためにも、県民参加による良好な水辺環境づくりの推進に努めています。

### (2) 心地よい水辺環境の確保

個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りながら、クリーンウオーター計画に示す快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保を図るため、次の施策を講じました。

河川については、自然石等を使った護岸整備に取り組み、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮した多自然川づくりを推進しました。また、親水型公園の整備を図るため、富岩運河環水公園の整備を行いました。



富岩運河環水公園

海辺については、美しい海岸を守り、さらに快適な環境づくりに配慮して、自然海岸に近い景観を維持、回復するため、構造物や工法等に工夫した海岸整備を推進しました。

本県が誇る水環境のシンボルである「とやまの名水」など、本県の優れた水環境を保全するため、ホームページ「とやま名水ナビ」等により、県内の先駆的な活動団体や水環境保全に関連するイベン

ト、ホテルの名所を掲載したとやまホテルマップ等の情報を発信しました。

また、賑わい創出や観光振興、さらには、環境学習の推進のため、都市部の貴重な水辺空間である富岩運河において、二酸化炭素を排出しないソーラー船「sora」と電気ボート「もみじ」による富岩水上ラインを県と富山市が共同で運航しました。

さらに、「とやまの名水」の飲用に起因する健康被害の発生を防止するために、市町村が実施する水質検査に対する指導・助言や「とやまの名水」の衛生管理に関する調査研究を行いました。このほか、「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催して、管理者、市町村等における情報交換を行い、衛生管理の技術向上を図るなど、「とやまの名水」を安心して利用できるよう衛生管理の徹底に努めました。



ソーラー船「sora」

このほか、良好な海岸環境を維持するため、23年3月に海岸漂着物対策を推進するための地域計画を策定するとともに、関係機関・団体等との協働・連携により、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に努めました。

### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、心地よい水辺環境の創造について、「清く豊かな水に恵まれた富山」を実現することを目標としています。

具体的には、周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうこ

とができ、散策できる憩いの場を確保することとしています。

### 3 里や街における豊かな緑の保全と創造

#### (1) 里や街における緑の状況

緑は、水源の涵養や大気の浄化、防災など、人や動物が共存していくうえで重要な機能を有しています。また、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きも持っており、緑は快適な環境を創造していくための貴重な資源となっています。

県では、代表的な森林60か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうち、立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれています。

また、都市公園は、都市と緑のオープンスペースとして、人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションにも利用され、さらに災害の防止や避難地ともなる施設です。

富山県が管理する都市公園には、置県百年を記念して開園した太閤山ランドや新港の森のほか、県庁前公園、総合運動公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常願寺川公園、空港スポーツ緑地があります。さらに現在、富山駅北地区において富岩運河環水公園が全面開園しました。

このほか、自然風致公園として頼成の森、自然博物館「ねいの里」、野鳥の園があります。

富山県内にある都市公園の総面積は、21年度末で1552.2haとなり、このうち、市街地における面積は736.8haとなっています。また、都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は14.5㎡と、全国平均の9.7㎡を大きく上回っています。

公共施設等の緑化の現況については、22年度末において、県管理道路232.7km、県立学校53.2ha、工場緑地573.3haとなっています。

県では、すぐれた県土を守り、自然との調和を図っていくため、多様な生物相に配慮しながら良好な緑の保全と創造に努めています。

#### (2) 里や街における豊かな緑の確保

##### ア 花と緑の新世紀プラン等の推進

花と緑の地域づくりを推進するため、花と緑の新世紀プラン及び全県域公園化推進プランに基づき、次の施策を講じました。

##### (ア) 花と緑の推進

花と緑の銀行において次の施策等を実施しました。

- ・ 家庭や地域における緑化を進めるために、花の苗や緑化木の配布を行うとともに、地域緑化の推進役となるグリーンキーパー（花と緑の指導員）の適正配置と技術向上を図り、新たな緑花グループの発掘を促すために「花のまちづくり新拠点創出支援事業」と「コンテナガーデンコンテスト」を実施したほか、地域緑化を広く紹介する「とやまオープンガーデン推進事業」を展開しました。
- ・ 花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、「地域の緑づくり推進事業」、「地域の花づくり推進事業」、「花だより花壇維持管理事業」を実施しました。
- ・ 花と緑に親しむ機会を創出するため、フラワーグリーンバスの運行や、花とみどり・ふれあいフェアを開催したほか、県内の花だより情報を提供しました。
- ・ 県民が親しみやすいドングリを通じて、自ら木の実を拾い、植え、育てるイベント「2010ドングリ集め in 頼成」を実施し、県民参加の植樹運動を展開しました。
- ・ さくらの保護・育成を図るため、県内に自生する野生種の苗木育成及び配布を実施しました。

##### (イ) うるおいのある環境づくり

街路樹整備を推進したほか、河川沿いの並木の保全、がけ地の緑化、海岸線の防砂林、防潮林の整備・保

全を推進しました。

なって花と緑の地域づくりの推進に努めました。

### イ 緩衝緑地の整備

空港や工業地域から発生する騒音や大気汚染等の影響を緩和するため、緩衝緑地を整備しました。このうち、新港の森については、2000年国体を機に、施設の改修や公衆便所の改築を行っており、また、空港スポーツ緑地は、常緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽が施されています。

### ウ その他の対策

緑花推進県民会議や県土美化推進県民会議の取組みにより、県民が主体と

### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、里や街における豊かな緑の保全と創造について、「豊かなみどりにつつまれた富山」を実現することを目標としています。

具体的には、緑の保全活動を進めるとともに、緑豊かな県土を整備することとしています。

環境基本計画に掲げる里や街における豊かな緑の保全と創造に係る指標の達成状況は、表1-58のとおりです。

**表1-58** 里や街における豊かな緑の保全と創造に係る指標の達成状況と主な取組みの効果

#### (1) 指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現 状		目 標	
			年度	値	年度	値
グリーンキーパー数	花と緑の銀行により、グリーンキーパーとして登録された人数	人	22	1,711	22	1,800
うるおいある都市空間の面積	市街地における都市公園の面積	ha	21	736.8	22	720
道路緑化延長	街路樹など樹木で緑化した県管理道路の延長	km	22	232.7	22	230

#### (2) 主な取組みの効果

取組み	効 果
グリーンキーパー研修の開催等	170名の新規グリーンキーパー（花と緑の指導員）を養成 【登録者数が1.5%増加】
都市公園の整備	6市において、34の都市公園を新設（約5.7ha） 【うるおいのある都市空間の面積が2.5%増加】
街路樹整備等の道路緑化の推進	県管理道路約2.2kmの街路樹を整備 【道路緑化延長が1.0%増加】

## 4 うるおいある景観の保全と創造

### (1) 景観の状況

本県は、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連峰や緑豊かな砺波平野等の散村（散居）、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されています。

近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、うるおいや安らぎを感じることができるようゆとりある空間や調和のとれた景観がますます重視されてきています。

しかしながら、農村部における沿道立地型の大型商業施設の進出、大規模な宅地開発の進行、都市部における建築物の高層化や大規模化、街路の拡幅整備などによる町並みの変化、さらに、屋外広告物の無秩序な設置や大型化など、景観を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、うるおいのある景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、14年9月に景観条例を制定し、この条例に基づき、景観の保全及び創造に関する施策を実施しています。

### (2) うるおいある景観の保全と創造

#### ア 景観条例に基づく指導等

うるおいある景観づくりを全県的に推進するため制定した景観条例の普及啓発を進めるとともに、この条例に基づき、開発事業等における景観への配慮を推進しました。また、ふるさと眺望点（都市（まち）の景観）を指定しました。

#### イ 各種計画等に基づく施策

(ア) 地域ごとの目標に沿った景観整備  
地域ごとの目標に沿った景観整備を推進するため、新とやまのみちBIG作戦、河川整備計画等に基づき、次の施策を講じました。

- ・ 景観に配慮した多自然川づくりをめざし、河川改修事業等を推進

しました。

- ・ 自然景観と調和した海岸を形成するため、雨晴海岸について、エコ・コースト事業を実施しました。
  - ・ 伏木富山港海岸において、ふるさと海岸整備事業により、離岸堤（潜堤）等を整備しました。
  - ・ 砂防事業の実施にあたっては、透過型砂防えん堤の施工による溪流の連続性の確保や溪流の安定化によるうるおいのある自然景観の創出など水と緑豊かな溪流づくりを推進しました。
  - ・ かけ崩れ対策の実施にあたっては、斜面が有する優れた景観や自然環境を保全するとともに、切土斜面においては法枠内の緑化等を行い、緑豊かな斜面空間の創出を推進しました。
  - ・ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等をめざす「新とやまのみちBIG作戦」を推進しました。
  - ・ 安全かつ円滑な道路の確保と景観の整備等を図るため、中心市街地や景観への配慮が必要な地域で無電柱化を図りました。
- (イ) 農村等における景観の保全と創造
- ・ 田園空間整備実施計画（となみ野）に基づき整備した中核施設や地域拠点において、美しい散居景観を保全するため、一般県民を対象に学習講座等を開催し、啓発・普及を行いました。さらに、緑豊かな散居景観を保全・育成するため、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など、住民の活動を支援しました。
  - ・ 棚田地域を含めた農村における農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、



棚田保全活動

「富山県農村環境創造基金」により、棚田保全活動への都市住民の参加促進や棚田オーナー制等への活動支援、美の里保全活動への支援のほか、棚田写真展を開催しました。

- ・ 農山漁村地域において、自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上などを推進するため、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)の普及啓発を図るとともに、市町村の取組みに対して支援しました。
- ・ 小学生が農山漁村で宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入地域の拡大を推進するため、体験学習プログラムや安全対策など受入体制のノウハウを学ぶ実地研修を実施しました。

#### ウ 屋外広告物の規制

景観の重要な構成要素の1つである屋外広告物の許可基準等を見直した条例を7月から施行しました。

#### エ 土地対策要綱等による対策

土地対策要綱等に基づき、大規模な開発行為を行おうとする事業者に、開発行為届出書の提出を求め、周辺の景観との調和の観点等から必要な指導を行いました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、うるおいある景観の保全と創造について、「うるおいある景観」を実現することを目標としています。

具体的には、うるおいある景観づくりを総合的かつ計画的に推進することとしています。

## 5 歴史や文化をいかした街づくり

- (1) 歴史や文化をいかした街づくりの状況  
歴史や文化をいかした環境は、地域をとりまく自然的、社会的な背景を反映し、うるおいややすらぎ、文化のかおりといった精神的な恵みを与えてくれることから、これを保全し創造することが求められています。

県内には、山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや生活習慣が残されているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落、国宝に指定されている瑞龍寺をはじめすぐれた史跡、名勝、天然記念物等が数多くあります。

環境省では、地域のシンボルとなっている音の聞こえる環境（音風景）を「日本の音風景百選」として認定しており、本県からは、富山市（旧八尾町）の「エンナカの水音とおわら風の盆」、立山町の「称名滝」、南砺市の「井波の木彫りの音」の3か所が選ばれています。

また、県では、自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景50件を「とやまの音風景」として認定しています。

さらに、環境省では、地域の自然・文化・生活に根ざした良好なかおりのある風景100地点を「かおり風景百選」として認定しており、県内からは、富山市の「富山の和漢薬のかおり」、砺波市の「砺波平野のチューリップ」、黒部市（旧宇奈月町）の「黒部峡谷の原生林」の3件が選定されています。

- (2) 歴史や文化をいかした街づくりの推進

### ア まちなみ保全環境整備等による対策

- ・ 市町村が実施するまちなみ保全環境整備や景観整備等の優れた景観整備事業に対して助成を行いました。
- ・ 市町村等が実施する歴史的・文化的資源を活かした個性あふれるまちづくりに対して助成を行いました。
- ・ 市町村等が実施する史跡、名勝等

の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等に対して助成を行いました。

### イ うるおい環境とやま賞

人々が心に「ゆとり」や「うるおい」を感じる建造物や施設等によって形成される景観で、地域の魅力やシンボルとなっているもの、地域住民等の創意工夫や努力によって魅力が創出されているもののうち、特にすぐれたものを「うるおい環境とやま賞」に選定してきました。

15年度から景観条例が施行されたことを受け、表彰対象を小規模な建造物や景観づくり活動にまで拡大し、景観づくりの取組みを幅広く表彰しています。

- (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、歴史や文化をいかした街づくりについて、「富山らしさの感じられる個性ある歴史的文化的環境」を実現することを目標としています。

## 6 快適なトイレの推進

### (1) 快適トイレの状況

生活水準の向上などに伴い、快適な生活環境に対するニーズも多様化してきているため、公共トイレ以外のトイレについても、“いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に”利用できる、安らぎある「人間空間」であることが強く求められています。さらに、バリアフリー等の福祉面や省資源・省エネルギー等の環境面、その他青少年教育、防災等の面にも配慮したトイレが必要となっています。

このようなことから、県では、快適トイレ推進プラン（12年3月策定）において、快適なトイレの推進についての基本的な考え方を示すとともに、市町村の公共トイレ整備事業に対する助成やグッドトイレコンテストの実施、トイレセミナーの開催、「快適な公共トイレ設計・維持管理マニュアル」の作成等により、快適トイレの推進に努めてきたところであり、県内各地で快適なトイレが整備されてきています。

快適トイレ推進プランの概要は、表

1-59のとおりです。

### (2) 快適トイレ推進プランの推進

快適トイレ推進プランに基づき、公共トイレに限らず、学校、山岳地、事業所等様々な場所（分野）に設置されているトイレを快適にするための総合的な取り組みを推進しており、22年度は次の施策を講じました。

- ・きれいで利用しやすい快適なトイレの整備促進を図るため、民間の山小屋事業者が設置する環境に配慮したトイレの整備に助成しました。

### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、快適なトイレの推進について、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に利用できる環境に配慮したトイレ」を実現することを目標としています。

具体的には、快適で環境に配慮したトイレ整備を推進することとしています。

表1-59 快適トイレ推進プランの概要

基本目標	“いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に”利用できる、“環境に配慮した”トイレの推進
対象施設	公共トイレ、学校のトイレ、山岳地のトイレ、事業所のトイレ、家庭のトイレ、工事現場などの仮設のトイレ
配慮指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適性の向上</li> <li>・環境への配慮</li> <li>・バリアフリーからユニバーサルデザインへ（可能な限りすべての人が便利に、快適に利用できるための配慮）</li> <li>・災害時の備え</li> <li>・適切な維持管理</li> <li>・利用マナーの教育・啓発</li> </ul>
推進施策	普及啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等の開催</li> <li>・グッドトイレコンテスト等の実施</li> <li>・クリーンキャンペーン等の実施</li> </ul> 財政的な支援等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等に対する支援</li> <li>・山岳地トイレに対する支援</li> </ul> 調査研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「準公共トイレ」制度の創設</li> <li>・チップ制又は有料制の導入</li> </ul>